

○ 平成24年度運営審議会における意見等について

① 急病センター小児科常勤医の導入の検討について

(意見の概要)

- ・ 急病センターの派遣医について特に小児科医は 12 名の医師で診察しており、他の診療科目の医師に比べ負担が大きい。
- ・ 青森市急病センターの小児科医の診察体制を今後維持するためにも、他都市で導入している常勤医の配置を検討すべきである。

(検討項目)

- ・ 待遇⇒別紙「小児科常勤医を導入している函館市と青森市急病センターの状況」参照
- ・ 常勤医の雇用形態⇒市又は市医師会による雇用
- ・ 実績のある医師の確保及び選任方法⇒医師の確保・選任方法については検討中

(別紙) 小児科常勤医を導入している函館市と青森市急病センターの状況 (中核市ほか 44 市中、小児科常勤医を導入しているのは 1 市のみ)

		函館市	青森市			
(1) 運営主体		指定管理 (市医師会)	市直営			
(2) 利用者数 (H24 年度実績)		19,748 名	8,624 名			
(3) 診療科目と医師数		小児科・内科・外科 各 1 名 計 3 名	小児科・内科・外科 各 1 名 計 3 名			
(4) 診察医師の状況		常勤医と派遣医の交代制	【現行】派遣医のみ		【試算】小児科常勤医を導入した場合 (平成 25 年度予算額ベース)	
(5) 小児科常勤医	①勤務時間	19:30~0:00 (4.5 時間)	19:00~23:00 (4 時間)			
	②常勤医の年齢	70 歳	—			
	③1 週間あたりの勤務日数	4 日	4 日 (土・日除く)		5 日 (土・日除く)	
	④年間勤務日数・時間数	187 日・841.5 時間	204 日・818 時間		254 日・1,018 時間	
	⑤必要経費 () は時給換算	年間報酬	12,600,000 円	9,615,435 円		12,082,450 円
		共済費	1,569,720 円	1,354,155 円		1,561,180 円
		合計・・・A	14,169,720 円	10,969,590 円		13,643,630 円
	⑥確保手段	医師会員への打診	—			
⑦採用方法	運営委員長などとの面接の後、 運営委員会・医師会理事会で決定	—				
(6) 小児科派遣医	①勤務時間	19:30~0:00 (4.5 時間)	年末年始・GW : 12:00~18:00 (6 時間)、それ以外 : 19:00~23:00 (4 時間)			
	②勤務割当日数・時間数 () は一人当たり換算	年間	178 日・801 時間	365 日・1,480 時間 (30.4 日・123.3 時間)	161 日・662 時間 (13.4 日・55.2 時間)	111 日・462 時間 (9.3 日・38.5 時間)
		毎月	14.8 日・66.6 時間	30.4 日・123.3 時間 (2.5 日・10.3 時間)	13.4 日・55.2 時間 (1.1 日・4.6 時間)	9.3 日・38.5 時間 (0.8 日・3.2 時間)
	③派遣業務委託料・・・B	10,376,667 円	20,402,400 円	9,432,810 円	6,758,770 円	
④派遣業務委託料単価	【年末年始・GW】 82,500 円 【上記以外】 55,000 円	【12/29 ~ 1/3】 12:00~18:00・・・119,360 円、19:00~23:00・・・84,540 円 【上記以外の休祝日】 12:00~18:00・・・85,250 円、19:00~23:00・・・60,380 円 【平日】 19:00~23:00・・・53,340 円				
小児科医師にかかる年間必要経費 (A+B)		24,546,387 円	20,402,400 円	20,402,400 円	20,402,400 円	
小児科・内科・外科医師にかかる年間必要経費		73,639,160 円	74,478,480 円	74,478,480 円	74,478,480 円	

※ 函館市の派遣業務委託料は、年間経費を診療科目数で割ったもの。

※ 共済費は社会保険料等の福利厚生 of 事業所負担分。なお、いずれの積算も本市急病センター職員の福利厚生に準じたものとした。

※ 本市の常勤医の年間報酬及び共済費の合計額については、現行の派遣業務委託料から常勤医が勤務した場合の診療業務委託料との差額となっている。

② 外科診療体制の見直しについて

(意見の概要)

- ・現在、内科・外科を 2 医師体制としているが、外科の患者数が少ないことから、より効率的な運営のため、内科外科 1 医師体制を検討すべきである。

(対応)

- ・本市の救急医療体制における青森市急病センターの役割を果たしていくために、現在の診療体制を維持する。

③ 急病センターにおける診療報酬について

(意見の概要)

- ・時間外・休日に小児科医が 6 歳未満の小児を診察した場合に算定可能である「地域連携小児夜間・休日診療料 1」について算定すべきである。
(診療点数は 450 点)

(対応)

- ・平成 25 年 4 月より算定

④ 救急医療打合せ会（仮称）について

(意見の概要)

- ・急病センターから二次救急医療施設側に移送される患者について医学的な見地から意見交換を行い、急病センターと二次救急医療施設の連携の強化を図るため打ち合わせ会を開催すべき。

(対応)

- ・移送患者の症例など医学的な見地からの検討会であることを踏まえ、市が開催することはなじまないものとする。
- ・二次・三次救急医療施設のウォークイン患者の受け入れが多い等の意見があることから、市として、二次・三次救急医療施設の負担軽減のため、今後、広報あおもり・チラシ等にて救急医療体制の役割を市民への普及啓発に努めていく。

⑤ その他

(意見の概要)

- ・ 薬剤師の労働環境の改善のためにも、風通しを良くしてほしい。
- ・ 医薬品の備蓄が無くなったときに現場職員でも緊急に医薬品を購入できるよう検討してほしい。

(対応)

- ・ 事務室兼薬局にエアコンを導入し、薬剤師の労働環境の改善・医薬品の適正保管を実施
(平成 25 年 6 月に設置)
- ・ 現場職員が緊急時に医薬品を購入できる体制を整備
(平成 24 年 12 月より実施)